

マルクス・レーニン主義通信

増大する帝国主義戦争の危機 帝国主義政府を一掃せよ

労働者大衆の搾取の上に、また「弱小」民族の金融的絞殺の上に立ち、ますます寄生性と腐朽性を強めていることも明らかとなつたのである。このような事態は、生産諸力の高度な発展の結果として生じ、生産の社会化が私経済的および私有者的関係という外被にとじこめられている產物として存在している。かかる「死滅しつつある資本主義」＝帝国主義を一掃する世界革命を実現することが、ますます労働者階級の課題となつてゐるのである。

IMF総会にみる列強の対立・抗争

たのは、総会に先立つて行われた IMF暫定委員会のコミュニケにある「先進国の経済成長が八四年に五%と予想以上の速さで進展していることに満足した」という点のみである。しかし、まず第一に言えることは、先進国での景気回復が、アメリカでの財政赤字・高金利が対立の一つの軸ともなっているということである。

「満足」がいかなるものかを明らかにしてい
る。すなわち、帝国主義ブルジョアジーと帝
国主義諸列強は、労働者大衆の犠牲によつ
て経済的危機をのりきり、自らの世界支配を維
持せんとしている点では、いわば仲よく「満
足」しあつたということである。

このようない一致点以外は、帝国主義列強ど
うしの対立と抗争がいっそう前面化し、商業
新聞をして「何も決まらなかつた」となげか
しめるごとく、力に応じた、いくばくかの妥
協が生じただけである。

一 帝国主義列強間の結束は、どんなにゆるぎないものにみえようとも、神聖な私的所有の利益とか、利権に対する神聖な権利などが要求されるときは、数日にしてくつがえされかねないことは、十分にありうることだし、われわれもそれを忘れてはならない」（『全ロシア中央委員会とモスクワ・ソビエトの合同会議』）同じ事態が、第二次帝国主義戦争の後の、いくぶん長かった相対的安定期にかわって眼前に到来しているのである。

対立点の第一の軸をなしたのは、アメリカの高金利である。この高金利によつて確かに

特別引き出し権)とIMF増枠融資問題である。長期不況の中で貿易収支の赤字、累積債務をかかえる「途上国」から、それぞれ新規配分と継続が要求されている。

この実現には「先進国」からの借り入れによるIMFの增资が必要となるし、また新規配分されたSDRはドルと交換されることになる。このことから、アメリカは「IMFは発展途上国の経済開発援助機関ではない」(リーガン財務長官)とぶち上げ、IMFの援助機関化に反対し、SDR新規配分反対、増枠融資制度廃止を主張したのである。

このような構図を背景として、今回は議題にこそ登らなかつたが、ＥＣの各国や日本はそろつてアメリカの高金利・財政赤字への批判を口にしたのである。

累積債務をかかる「途上国」もアメリカの高金利への批判を投げかけたのであるが、これに対し、アメリカは「高金利についての苦情は聞くが、それ以上に重要なのは米国市場の拡大から受ける恩恵である」（レーガンの総会での演説）と開き直っている。

対立点の第二の軸をなしたのは、ＳＤＲ（

ベトナム戦時をこえると言われる軍事費の伸び、長・軍拡による国家支出の増大とも相まって、アメリカへの資本流入によるドル高をもたらしている。EC・日本は、このことによるアメリカ向け輸出の増大によつて景気回復になしつつあるのだが、資本流出による自国通貨の価値低下や、アメリカの高金利にひきずつて、再分割戦において劣勢を強いられている。とりわけ西独・フランスにおいては、そのことが顕著で

このアメリカの主張は、絶対的なものから相対的なものとなったとは言え、自らの世界的霸者としての位置を前面におし出し、更にまき返しをはかるためのものである。現在にあつては、帝国主義ブルジョアジーの国際的統合形態の一つである IMF を通じるよりも、二国間方式と呼ばれる直接的な支配の方が、アメリカの霸権拡大にとって有効な戦術となつているのである。

インフレ要因になるから」とアメリカに追隨した一方で、仏・伊・ベルギーは新規配分の実行を主張したのである。

増枠融資制度については、十五・十六の両日にアイルランドで開かれたＥＣ蔵相会議においては、「ニュアンスの差はあったものの継続すべきという線では大筋の合意」（ドクレルク・ベルギー蔵相）とされていた。が、「先進十カ国蔵相会議」（G10）においては、西独・英が日本とともに、廃止を主張し、維持を主張するフランスなどとの対立が露呈したのである。

この結果、G10では結論が出ず、決定は統一 IMF 暫定委員会に持ちこまれた。ここで SDR の新規配分については、一九・三%の投票権をもつアメリカの拒否によって見送られることになった。また増枠融資制度については、一定の削減を行うことで、ようやく妥協が成立したのである。

この IMF 体制の政策（性格）をめぐる列強間の対立の意味は何であろうか。それは一言で言えば、IMF・GATT 体制が完全に

本号の内容
急展開する日帝ブルジョアジーの
// 参戦準備 //

部落解放運動と社会主義の
イスラエル「挙国一致」内
搾取強化ねらう労基研報告
中南米における累積債務

八頁七頁六頁五頁四頁

月刊 1冊200円

解体したことである。

- IMF体制の解体

二度の大戦を通じて絶対的な優位性を獲得したアメリカは、その生産力の巨大な発展と、金準備の圧倒的な集中を背景に、ドルを唯一の基軸通貨とする単一の金為替本位制をつくりだした。これがIMF体制であり、また厖大な過剰資本の投下先をつくりだすために「由貿易」・資本の自由化の要求をGATT(関税・貿易一般協定)として実現していった。こうしてアメリカは「西側」帝国主義の覇者として、ソ連との間で世界を分割し、また「世界の憲兵」として、戦後の革命運動・民族解放闘争の压殺の先頭に立ってきたのである。一方、このアメリカの當時戦争経済への依拠を行いつつ、日・欧は着実に経済的力量を高めてきたのである。

アメリカ資本の「多国籍企業化」やベトナム戦争による「ドルのたれ流し」によって、金準備も減少し、またアメリカ自身の発展も停滞して、日・欧の商品によつてアメリカ市場の蚕食がすんだ。六〇年代初頭から始まるドル危機や貿易摩擦の発生は、資本家団体のあいだでの世界の分割の力関係が変化しつつあることをはつきりと示したのである。

ニクソン・ショックと呼ばれるニクソンの新経済政策によつて、金とドルの交換は名実ともに停止され、輸入課徴金の設定等によつて、アメリカは自ら「自由貿易」を投げ出し、金為替本位制を軸とするIMF体制の死を宣言したのである。これは力量の相対的低下に対するアメリカのまき返しであった。以降、円・マルクなどの切り上げによる固定相場制の維持を合意したスミソニアン会議を経つても、結局の所、変動相場制へ移つて、アメリカは、ドルが基軸通貨の位置から解放される一方、なお決済通貨・準備通貨としては圧倒的なシエア(八三年で六九・一%)を保つていて、これを、自らの経済的力量の回復・まき返しに徹底して利用するようになつた。最近の高金利のある程度までの意図的な放置は、その一例である。

欧洲の諸列強は、七九年にEMS(ヨーロッパ通貨制度)を創設し、過剰ドルにおびやかされない独自の通貨をもつことによりアメリカから自立した経済通貨圏をうちたてる試みを開始した。これは英ポンドの未加盟や、ECU(ヨーロッパ通貨単位)の役割をめぐつての西独と仮などの対立といつた諸々の対立をはらみつつも、アメリカに対抗しての結束を固めてきている。さきにも触れた最近のECU蔵相会議においても、ECUの民間利用を促進することが決議された。現実にもECU建のユーロ債の発行が進行しているのである。

『タイムズ』は、アメリカの保護貿易主義を批判したうえで、次のように述べている。

「その底にある問題は、変動相場制が貿易量よりも金利差を反映する傾向にあることだ。しかもこの傾向は他の諸通貨をドルの周りを回る惑星にしてしまっている国際金融市场によって一層拍車をかけられている」と、アメリカへの敵意をむきだしにし、「实际上、最も希望が持てるのは……日本円とEMSを中心とした地域的な通貨圏を発展させさせることであろう。こうした通貨圏内では、世界レベルでは失敗した各国の経済政策の調整がより可能となるであろう」(九月一日付)と結論づけている。

これはブロック化の公然たる表明であり、ブロック内の弱小国への支配への熱望である。

『タイムズ』に指名された日本はどうかと言えば、この間の円の自由化・国際化の推進は、日本の帝国主義ブルジョアジーの寄生性・腐朽性の増大することを我々は暴露してきたが、これは同時に、円ブロックの形成でもあるのである。円安を招くかもしれないという危ぐをもちつとも、中南米諸国の債務のドル建てから円建てへの転換をすすめているのも、同じ志向からである。現在、中南米における日本の对外融資のうちドル建て分の約八割は、ユーロドル市場で調達したドルを貸しており、これは、列強間の闘争においては決定的に不利なのである。

このような帝国主義諸列強間の対立の深まり・ブロック化の進展によって、IMFは為替相場の安定という機能を希薄化させるとともに、貿易赤字・累積債務にあえぐ「途上国」への資金貸付けが増大してきたのである。SDRの分配や増枠融資制度もその一環である。これらは、新植民地諸国からのみつぎものを確実にとりたてていかんとする国際ブルジョアジーの一一致した利益を守るためにものであった。同時に、今回のIMF総会にも見られるように対立の軸ともなっている。アメリカが、IMFの「援助機関化」に反対していることはすでに見てきたが、今回SDRの新規配分・増枠融資制度維持・アフリカ(サハラ以南)への援助を主張して「途上国寄り」と言われたフランスも、ただ自分の弱体性ゆえに、アメリカのようないくつかの二国間方式をとれないが故に、いわば他人のふんどしですもうとするものとして「途上国寄り」をよそおったにすぎないのである。

このようなことの背景には、世界再分割戦にからぬくため緊縮財政を至上命題とする各國が国際機関へ資金を出すことをしぶっており、国際機関での地位を高めてきた日本でさえ民間投資の活用を主張する状況がある。その結果、IMFが自己の経済的領土を維持・拡大するための抗争の場に、ますますなつているのである。

日本について言えば、日本興業銀行頭取の中村は、あけすけに次のように語っている。

「貸し放しではなく、それへ債務国への融資)がちゃんと目的通りに使われ、回収できるかをわれわれは知りたいが、民間銀行が途上国の経済運営のなかにまで立ち入ることはむずかしい。それでIMFや世銀にこうしたモニターの役割を期待したい」(九月二八日付『朝日』)

このように帝国主義諸列強の「協調」の時代が完全に終りをつけ、むき出しの抗争の時代へと突入したことを、IMFや世銀をめぐる対立は示しているのである。

日付『朝日』)

かかる抗争に勝ちぬくために諸列強は、自國の労働者からの搾取と収奪を強めるとともに、新植民地国からのありとあらゆる貢ぎ物をとりたてようとしている。帝国主義にとって本質をはず、これらの国の金融的絞殺の網がますますひきしほられている。であるが故に今回のIMF総会においても、債権国と債務国の大対立が燃え上らざるをえなかつたのである。

九月一三一四日アルゼンチンで開かれた債権国会議で中南米十一カ国は、債権国と債務国との直接交渉を来年前半に実現することを要求することを決議した。また、「途上国」二四カ国は、「先進国」蔵相会議G10に対抗するかたちで、蔵相会議(G24)を開き、SDRの新規配分を年間一五〇億SDRずつ行うことや、IMF増枠融資制度の継続すること、第二世銀の第七次増資の未達成分三〇億ドルの実現などの要求を声明した。

SDRや増枠融資についての「先進国」の回答はすでに見た通りである。債権国ノ回答はすでに見た通りである。債権国ノ債務国会議の要求についても、アメリカを筆頭につぶしにかかった。

メキシコやベネズエラに対しては、「自助努力」の見返りとして、これまで一年ごとに行ってきた債務繰り延べを、まとめて何年かずつに分けて繰り延べていく、いわゆる多年度・一括方式を認めた。また、アルゼンチンに対しても、一連の緊縮政策とひきかえにIMFおよび民間銀行からの新規融資と繰り延べを認めた。このことを背景に、利子不払い同盟結成の動きをおさえこまんとしたのである。結果として、「途上国」の要求していた、直接交渉や、IMF・世銀内に具体的な救済策を決める「作業部会」の要求は、IMF・世銀内に「対話の場」をおしゃべりの場を設けることに封じこめられたこととなつたのである。

このような帝国主義列強の態度は、これらの国々のブルジョアジー(銀行)が、債務国となつた諸国の労働者人民から、確實に貢ぎ物を利子という形で取り立てるためであり、自らのこれらの国に対する帝国主義的支配を維

マルクス・レーニン主義通信

持せんがためである。また、利子の不払いは、場合によつては利子の引き下げでさえ、国際金融恐慌の引き金となる事態が存在しており、それが帝国主義ブルジョアジーの恐れるところであり、累積債務問題の一つの本質なのである。(別稿参照)

中南米諸国の分断の先頭に立つたのは、もちろんアメリカであったが、日本もまた「債

務国と債権国の意見が「団体交渉」のように対立するのは避けた方がよい」(竹下蔵相)と積極的役割を果たしたのである。このように列強のいわば熱心さの度合は、これらの国に輸出した資本に応じて違つてゐると言えるであろう。(中南米向け融資のうち、アメリカは三六%、日本は一五%、ECは最大のイギリスが約一〇%と言われている。)

社会排外主義と闘争し プロレタリア世界革命の勝利へ

不均等発展の結果

同時に見ておかなければならぬのは、それが、世界の再分割をめぐる列強間の抗争の連鎖の一環であるということだ。例えば、アメリカはニカラグア革命への軍事介入を強めており、ニカラグアとの和平協定を結ばんとしているコンタドーラ・グループと結びつこうとしているECとの対立が深まろうとしている。日本もまた、メキシコを訪問した安倍外相が、和平協定成立時点での援助を約束するなどの帝国主義的介入を強めている。このようない債権国II列強間の関係は、吳越同舟であり、その力関係は、経済的あるいは非経済的な力(例えは軍事力)に応じて生じ、かつ変化しているのである。メキシコとの合意などで定式化されつつある債務のドル建てから、円建て・マルク建てへの変更も、このような力関係の変化を起す契機となるであろう。

このようない力関係の変化が常に平和的形態で起りうるであろうか?否である。何故なら、第二次帝国主義戦争を通じて分割された「勢力範囲」・国際機関等での地位と、その後に生じてきた生産力の不均等な発展との間にには矛盾が生じてゐるし、この矛盾を解決するのに、資本主義のもとでは戦争以外の手段はありえないからである。

I M F体制の解体、保護貿易主義の高まり、ブロック化の強まり——例えは、環太平洋経済圏(日・米)、歐州同盟、ソ連の東独等へのしめつけ——などは、諸列強をして自らの権益を護保し「万一本のばあいは執達吏の役割を演じる」(『帝国主義論』)軍隊の強化、軍拡競争へと向かわしめている。それは再分割戦の軍事的表現に他ならない故に、戦争の危機の増大に結果しているのである。

マルビナス紛争、グレナダ侵攻、チャド問題、レバノンでの事態は、この戦争が帝国主義戦争以外の何ものでもないことを示した。

労働者階級の任務

この戦争では、「プロレタリアートは分裂させられおさえつけられているのに、資本家は、戦争で金をもうけ、民族的偏見をあおりたて、反動を強化することによって得」——

社会主義と戦争)をするのである。プロレタリアートは、国際的團結を強化して、この戦争に反対しなければならない。そして、後ろへ向かって、すなわち今まで過ごしてきた帝国主義的平和にもどううといでのなく、前へ、社会主義へ向かって、銀行・あらゆる大企業の没収の方へ進まなければならないのである。

じっさい、「世界戦争の結果プロレタリア革命が起りはしないか」という支配階級の恐怖が平和の保障である(『バーゼル宣言』)。だから、自覚した労働者は、労働者大衆の「平和的氣分」に対し、戦争の帝国主義的性格を暴露し、自國の帝国主義ブルジョア政府打倒へ向けた革命的闘争を呼びかける必要があるのである。

そのような革命的闘争は、帝国主義ブルジョアジーとの協調を呼びかける、日和見主義・社会排外主義と手をきることなしには実現できない。

民社党、公明党は言うに及ばず、社会党もまた、ブルジョア内閣への入閣主義を強め、帝国主義政治の「補完」を買って出している。日本共産党は「あらゆる軍事ブロックの解消」が平和を実現することになると主張している。その一環として現在の日本の軍拡は、アメリカの言いなりになつて行われているものとして批判し、その法的裏付けである安保条約の破棄を叫んでいる。

しかし、これは自衛隊が日本を守るために強化されてもよいということである。これと、現在の帝国主義的「大」国の再分割戦の中での日本の「米国べったりではなく、落ちどころを見きわめて動く」(IMF総会へ向けての大場財務官の発言)という立場とは全く同じなのである。すなわち、彼らはソ連をも含む(社会)帝国主義諸列強の抗争の激化という情勢の流動化の中で、自国ブルジョアジーとの融合を深めているのである。

これら一切の社会愛国主義の潮流の経済的基礎は、帝国主義の超過利潤のおこぼれにある。このおこぼれにあづかってきた小ブルジョアジーと特權的な労働者のひとにぎりの上層が彼らの階級的基礎であり、彼らが守つうと呼びかける「平和」は、その特權の永続化

のことである。それ故、彼らは自國のブルジョア政府に寄り、プロレタリアートの国際的團結を妨げる役割を果してゐる。

あらゆる国での、彼らの「お仲間」たちとの闘争ぬきには、プロレタリアートの革命的團結も、世界革命の実現も空文句になるだろう。

ところが、このような社会排外主義と手を切ることなしに、労働者の革命的闘争を発展させることができあるかのようない幻想をふりまいているのが第四インターなどの部分なのである。彼らが、「社・共に投票せよ」と呼びかけたのは一度や二度ではない。また、

国際的には、「『祖国』の敗北は労働者国家・植民地革命の防衛と同一である」(『世界革命』八五六号)と主張して、国家資本主義ブルジョアジーの代理人としての役割を強めているのである。これは、どちらの側から見ても帝国主義的戦争の一方にプロレタリアートを結びつけるものに他ならない。

彼らは、次のように戦争の帝国主義的性格をあいまいにしてゐる。「現代帝国主義の袋小路は、戦争にむかう「出口」をも閉ざされている……今日の戦争は、いわば絶望の産物に他ならず」(同)云々。そして、プロレタリア革命の任務は「人間と自然の有機的な関係を再建するために必要なすべての技術と資本、生産手段を全世界に開放すること」(同)だそうである。帝国主義ブルジョアジーは絶望し、プロレタリアートは資本を開放する!このような連中が極めて危険な役割を果してゐることは明白である。これらの連中を解体し、国際的現象となつてゐる反革命的・排外主義的潮流との激烈な闘争のなかから、プロレタリア世界革命の主体的条件は力強く成長してくるに違ひない。先進的労働者はわが同盟とともにこの事業に一身を投ぜよ!

△5頁からつづく△

要求を掲げる必要があり、そのことを通して他の大衆の運動の先進闘士とならなければならぬ。このことを自覺的に進めなければ、大衆の運動がブルジョア教育を担つてゐる教師への批判に行きつくことは避けがたいし、大衆の運動はまさに住民運動に終始することになるであろう。

最後に、ここでもまた「日々共に産みだす党」(日共は、民族排外主義者ぶりを露骨に表明している。すなわち、「外国人による推薦・投票資格には問題がある」と。露骨な排外主義者と闘わずして、労働者階級の團結はありえない。

マルクス・レーニン主義通信

宮城県、岩手県の各軍事演習場で日米共同実動演習が行われるなど、日帝ブルジョアジーによる軍隊の質的強化が急速に進められている。

右記の陸上自衛隊と米陸軍との演習には、フィリピン駐留米空軍部隊と航空自衛隊の参加を得た大規模なものであり、また、本州東岸、伊豆・小笠原諸島周辺では米空母ミッドウェーが参加した海上の日米共同演習が実施されている。

このように日本全土で陸海空の総合的な日米軍事演習の進行、その常態化は、戦技の訓練から「敵」に対する対処へと戦術レベル訓練を飛躍させているように、質的向上を急速に進めなければならないほど、ブルジョアジーがひかえめな軍事力に自制していることができなくなっていることを示している。

日帝ブルジョア軍隊の条件整備

先の日米両国の軍事・経済関係を協議する日米諮詢委員会の最終報告では、米日「韓」安全保障体制の強化をはじめ、自衛隊の国連平和維持機能への参加、日帝の軍隊に対する戦闘遂行能力の強化について共通の認識をまとめあけるものとなつたのである。

この間、日帝ブルジョアジーと政府は、アメリカの対日軍備増強の要請を逆手にとって、東アジア全体を視野に入れた帝国主義軍隊の育成強化に本腰を入れはじめたのである。

日帝ブルジョアジーにとっての海外援助や軍事力増強や、そして、日米の軍事同盟の強化の必要は、階級的利害をかけて、商品の販路を確保する点でも、原料資源の安定供給をいた認識は、日帝ブルジョアジーにとってブルジョア軍隊の強化に拍車をかける役割を果すものであろう。

世界の経済的・政治的治安の維持が不可欠の要求となつてきることの具体的あらわれである。

八〇年代に入り、日本独占資本はますます「金利生活者」的性格を強め、海外の労働者人民に寄生し、利潤と権益を得るために世界の帝国主義的秩序の維持に重大な利害を持たざるをえなくなつてきているのであり、これが日本軍事同盟を必要とする真の姿である。

最近になり ASEAN諸国との支配階級に対する日帝によるテコ入れの強化において、例えば ASEAN諸国維持軍のカンボジアへの派兵要請と結合すべく、日米諮詢委員会は、自衛隊の海外派遣が外務省検討事項として具体化され自衛隊法改「正」を進めるなど、軍事援助を提唱するというように、ことあるごとに海外派兵の準備が打ち出されるのである。

日本の支配者階級が日本の本土から公海、公海上における自国の利益の防衛にまで防衛の概念を拡大した結果、シーレーン（海上交

通）防衛構想が日米安保関係の新しい段階として評価され、公海上に防衛域を拡大し、勢力を誇示する日本の軍隊が、自國の権益擁護の名の下に、公然とアジアの国々に武力介入している。

今回の演習の内容、チームスピリット、リムパックを通じた軍事演習は既にこのことを完遂する軍事能力の獲得にさそむけられているものである。

八四年版「防衛白書」において、もはや日帝ブルジョアジーの自由主義的なポーズはかなりすてられており、参戦準備が露骨に表明されているのもふしぎではないであろう。七〇年代の「防衛白書」が防衛力は経済財政事情に配慮したり、「防衛計画大綱」の提唱した量的拡大に制約を加え、質の強化に重点をうつすとしていた基調と比べるならば、事実の上で一切が否定されたことを示している。

それは、「海上交通保護能力」や「周辺海空防衛能力」の獲得、自衛隊の「即応能力」「継戦能力」の確保について詳述し、「継戦能力」の強化としては、弾薬をはじめ作戦用資材の備蓄、輸送能力の保持といふことまでが問題とされているように、いつでも参戦できる態勢づくりが主張されているのである。

さらに、「予備自衛官の確保」という名目をもって兵力の獲得が強調され、住民反対による米空母艦載機着陸訓練場確保の遅れについてわざわざ紙面をさくというように、軍事工学工業のはとんど主要な企業が、国家の手厚い保護により、確実でしかも膨大な利潤が保證される軍需生産への渴望を強めていることを反映しているのである。

防衛予算問題を日米防衛首脳定期協議で討議した際、栗原防衛長官は「防衛庁としては一%枠にこだわっていない」との姿勢を明らかにした。

資本の寄生性の現われ——軍大化

こうした条件の整備は日帝ブルジョアジー自身が必要としているのであり、海外援助や軍事力増強、軍事同盟強化を必要とすることはもとより、軍需生産の拡大によって、重化学工業のほとんど主要な企業が、国家の手厚い保護により、確実でしかも膨大な利潤が保證される軍需生産への渴望を強めていることを反映しているのである。

防衛予算問題を日米防衛首脳定期協議で討議した際、栗原防衛長官は「防衛庁としては一%枠にこだわっていない」との姿勢を明瞭にした。

こうした条件の整備は日帝ブルジョアジーによる自由主義的なブルジョア政治の否定をして国家護持の法整備を企てるとき同時に、天皇を前面に立てた実質的な国家護持の成立をねらう策謀が「公式行事」の多様化として打ち出されており、愛國主義の強調をも一体として進められている。

すでにスペイ防止法は戦時体制を前提とした機密保護法等の立法化とともに準備が進められており、「保安处分」を柱とする刑法の改「正」、拘禁二法制定と反革命的策動は司法の反動性の急速な深化をともなって強行されんとしている。

これは、他方における独占資本の支配の維持のため、労働者階級の反撃を弾圧する必要をともなうものである。

であり、軍事大国化の野望も必然化しているものである。

十月に発表された外交青書が強調するよう「民主主義国においては国民の自國を守る自覚と政府に対する支持・協力が不可欠である」と、「国民の合意」形成の重要性を訴えるのも、軍備の拡大を正当化し、武器輸出、生産を公然とやるためにこそ求められる、愛國主義や国家主義の強化、労働者大衆の軍国主義的統合の強化を必要とするブルジョアジーの意図をあらわしたものである。

すでにスペイ防止法は戦時体制を前提とした機密保護法等の立法化とともに準備が進められており、「保安处分」を柱とする刑法の改「正」、拘禁二法制定と反革命的策動は司法の反動性の急速な深化をともなって強行されんとしている。

これは、他方における独占資本の支配の維持のため、労働者階級の反撃を弾圧する必要をともなうものである。

すでにスペイ防止法は戦時体制を前提とした機密保護法等の立法化とともに準備が進められており、「保安处分」を柱とする刑法の改「正」、拘禁二法制定と反革命的策動は司法の反動性の急速な深化をともなって強行されんとしている。

イデオロギー的には、靖国神社問題を介して国家護持の法整備を企てるとき同時に、天皇を前面に立てた実質的な国家護持の成立をねらう策謀が「公式行事」の多様化として打ち出されており、愛國主義の強調をも一体として進められている。

日本の労働者階級は、ブルジョアジー自身による自由主義的なブルジョア政治の否定をして国家護持の法整備を企てるとき同時に、天皇を前面に立てた実質的な国家護持の成立をねらう策謀が「公式行事」の多様化として打ち出されており、愛國主義の強調をも一体として進められている。

日本は、ブルジョアジーの政治的支配を打倒すべく武装蜂起の準備という任務、路線をプロレタリアートの名において純化しうることを確認しなければならないであろう。プロレタリアートの武装を「正規の攻撃」網建設によって具体化することこそ、ブルジョアジーの武装を打ち碎く最大の「武器」である。

▲前号の訂正▼

一頁中段五行目の「済」を「百」に、同一三行目の「軍事的侵略」を「軍事的侵略の準備」に、同頁下段二行目の「韓」等を「韓」国に、二頁上段一〇行目の「天皇」を「天皇の名」に、同一五行目の「天皇が存在する限り、労働者人民は奴隸」を「国民統合の象徴」たる天皇が存在する限り、労働者人民はブルジョア国家・ブルジョア独裁の下に隸属を強いられるもの」に、同頁中段二行目の「主家」を「國家」に、四頁三段二一三行目の「世界帝国主義体制への積極的参入・再分割」を「帝国主義の再分割への積極的参入」に、八頁中段九行目の「七八」を「七九」に、同小見出の「チエチエ」を「チュチエ」に、次の行の「八年」を「八年」に、同頁下段八行目の「八年」を「八年」に、同頁下段九行目の「七八」を「七八」に、九頁下段七行目の「サミット」を「サミット」に、同一二行目の「国家資本主義」を「国家資本主義国」に、一〇頁中段一九行目の「にそる」を「の」に、それぞれ訂正します。

マルクス・レーニン主義通信

(5) 1984年10月10日

臨教審を頂点とした教育の反動化を許すな

去る9月5日臨教審の第一回総会が行われ岡本会長による運営方針が打ち出された。その内容は、①自由論議をし、3年間で審議する内容を決める。②検討項目をきめた後、小委員会を設置し具体的審議に入る、といったものであり、「緊急答申」については政府に拘束されず検討していく考え方であると報道されている。

また、総会での特徴的な発言は、同盟副会長の金杉某の「教育基本法の中身や文言に全くふれないのは疑問だ」との発言に応えて、森文相が、「…絶対にさわってはいけない」というものではない。しかし政府としては、今的基本法の精神の中で変革をしていく、十分にやれると思っている」と説明、中曾根が、「政府のスタンスとしては、自由に論議していただきたい、縛るつもりはない。」と語ったことである。

この臨教審の総会と期をいつにして文部省は、「社会人を教壇に」、無試験資格も検討という方針を7日決定した。その内容は、中曾根の昨年末の教育改革構想を受けていわゆる民間人の教員登用ということであり「教員資格認定制度に関する調査・研究協力者会議」を設置し、免許取得の範囲拡大、そしてこのことが教育の活性化につながるとして打ち出されている。

さて、この二つの方針に示された内容とは何を意味しているのであらうか？

極反動中曾根が、「戦後政治の総決算」をうたいかつ、その要を「教育の改革」にもとめて間がない。前記の二つの方針と内容は明らかにこの中曾根の具体的なテーマの一環として打ち出されており、政治的階級的性格をもたざるえない。

つまり、臨教審が、中曾根直属の諮問機関であるという端的な事実もさることながら、総会での発言にみられるように教育基本法の否定をも示唆しているその反動性は明確であり、かつ岡本会長の「政府に拘束されず」といった意図とは別の政府・中曾根によるたがはめとその現実があることを物語っている。また、文部省方針に示された内容は、現在の資本主義的帝国主義体制をささえ民衆人を教職に登用するという意味以外は意味せず、このことによって産軍学協同路線の質的転換をはかり、資本に奉仕する人間づくりを拡大するということである。そしてこの方針が、戦前の師範学校制度につながるといわれている教員免許法の改「正」と結びつくなれば教員への管理体制の強化、教育の国家統制の

強化へとつながるをえない性格のものである。

と同時に、二つの方針に共通している点の重大さはそのボーズにこそある。

それは、「政府に拘束されず」あるいは「教育の活性化につながる」という欺瞞的言辞である。教育改革をめぐる大衆的労働者人民の運動は「準公選制問題」をみると少なく広範にひろがりつつある。二つの方針のボーズは明らかにこのような教育の改革要求に対する抑制＝抱撲をねらっており、このことによって教育の反動化の完成＝帝国主義戦争への労働者人民の動員をめざしているといいう。

臨教審岡本会長は、就任受諾後の抱負の中で、「教育の問題は人間の問題だから制度より人間の問題を一番に考えたい」と語ったところ、京都における高校三原則の解体や、兵庫方式（内申書重視の公立高校入試制度）の廃止は端的に教育の再編をものがたておりこの再編は制度を変えることによって人間を変えようとするものであり、差別選別の教育体制の強化以外ではなく、「教育は人間の問題だ」と語ることで、道徳教育＝倫理教育の徹底化をもたらし教育の制度的政治的再編を支える支柱そのものである。

教育委の準公選制について

現在、東京中野区で教育委の準公選制が実施され、大阪高槻市では、「市民の会」の直接請求による市議会への提案が実現し、その動きは、川崎市、堺市等々に広がりつつある。この「準公選制」に対し文部省は、「現行法違反」として中止を勧告しつづけており、行政と教育委に対し圧力を強め、運動そのものを葬らんとしている。各政党の対応も「現在の教育委制度が根底から否定される」として運動の広がりの中で高槻市では社共をのぞいて反対の立場を鮮明にした。

去る七月三日高槻市議会に提案された条例案は、①教育長を教育委の推薦制にすること（第二条）、②市内在住の外国人にも推薦、投票資格があること（第六条）、③投票と同時に市民の教育に関する意見を集めることを明記していること（第七条）といった特徴をもつておらず、中野区の条例に比べ市民参加の枠を広げ、要求を深めたものといわれている。そしてこの運動の広がりは、「教育の住民自治」をめざし、市への直接請求運動として組織され、二万四千人の署名の集中に表現されている。

さて、「準公選制」要求運動の性格は、明るい方針としている。それは、今後の運動の広がりの中で、市教組は、ためらいを示しているといわれている。それは、今後の運動の方向が、教師への「態度・内容」をも迫らんとしているからである。運動自身は「市長による教育委の任命権を否定するものではない」という市民の会の意見に示されるように、「戦後民主主義」の防衛の枠から出発しているといえ、住民の政治への直接的参加をめざしている内容からしてこのことは必然だともいえるであろう。自公民の「準公選制」への反対は、住民と教組との共闘を恐れることともかみ合い、教育労働者に問われている課題は重大である。

教育労働者は、自己の産別枠に埋没するのではなく、教育の反動化との闘いにおいても自己の階級的使命を貫き、プロレタリア共和国のための闘いと結びついた「公選制」の実現に向けた闘いである。すなわち、「戦争の危機」にみられる方針の反動的性格は明らかである。

首相直属の機関を頂点として行おうとしている根拠を明確に捕えねばならない。

それは、先日来の「通商白書」「経済白書」の内容にみられた「黒字国責任論」から「黒字肯定論」への転換に示される海外侵略の積極的強化にふみきらざるをえない日本帝国主義の現段階の特徴にこそある。帝国主義的再分割戦への烈さは、先端技術産業の競争戦に端的に自己の権益をいかに拡大するかの死活をかけた闘いの様相をおびている。これへの日帝の踏み込み宣言こそが、臨教審の設置と教育の反動化の根拠であり表現である。日本帝国主義の飛躍と結びついた教育の反動化と闘うことは、日本の労働者階級人民の重要な任務である。差別選別の教育体制が賃金奴隸制を維持し再生産する為のブルジョア教育体制の属性であり、これと根本的に闘うこととは、生産手段の社会化を通した社会主義の条件の下に生産労働と教育とをしっかりと結びつけることを目標とする以外にはありえず、教育の反動化との闘いはこのような未来と結合してこそ力のある有効なものとなりうるのである。

寺尾差別判決糾弾・特別抗告審勝利 部落解放運動と社会主義の結合を

狹山特別抗告審闘争は、すでに決定的局面に突入している。部落解放運動、部落解放同盟の解体を目論む日帝ブルジョアジーにとって、狹山闘争の庄毅がその中心的攻撃の一つであることは明らかである。部落解放運動の発展をかちとり、狹山闘争の完全勝利を圖ることと、このことに全部落大衆の将来がかかつており、又、労働者階級の解放闘争の真価もかかっているのだ。

10・31狹山闘争に起て

七月一四日、弁護団は最高裁に「事実調べ」の早期判断」を迫る上申書を提出したが、八一年三月三〇日に特別抗告の申立をしてから、すでに「異常」の長年月が過ぎている。このことは、石川氏の無実がますます明らかとなり、差別裁判の本質が一層暴露されてきたことに追いつめられながらも、日帝ブルジョアジー・司法権は何としても「抗告棄却」を行おうとしていることを示している。

悲鳴などを聞かなかつたという「小名木証言」、血痕反応が出なかつたという事件当時の担当警察官（複数）の証言は、「犯行現場」が虚偽のものであることを満天下に示した。又、被害者の遺体を解剖した五十嵐元鑑定人は、さかづりやうしろ手にしばった痕跡はなかつたと証言した。

これらの証拠は、「自白」が全くのデッチ上げであることを示しており、石川一雄氏の無実は完全に明らかである。

しかしながら、十年前の一〇月三一日、寺尾正二が差別判決の暴挙を行つてから、司法権力はその差別判決護持の路線を踏襲し、検察官は多くの証拠を隠し続け、権力犯罪の隠蔽を今なお図つてゐるのだ。

日帝ブルジョアジーは、「地対法」をはじめとして新たな部落差別攻撃を遂行せんとしている。「地対法」は、ある程度まで行政闘争の成果の上にあるとしても、部落（差別）の存在を否定し、「周辺地域との一体性の確保、公正な運営」という融和攻撃としての性格を有している。それを如実に示したのが、「地対協意見具申」であった。それは、「地対法」によって環境的改善は達成でき残るのは「精神的差別」だけであると説き、「啓発」の障害となつてゐるのが糾弾闘争であるとする、明確な部落解放運動解体攻撃に他ならない。この攻撃が、資本輸出を公然と正当化する日本帝国主義の経済的段階を基礎とした侵略と反動の飛躍的強化、「戦後政治の総決算」の一環であることは言うまでもないであろう。この基調に沿つて「同和」事業の削減・打ち切り等が現に開始され、又、これらを背景として、差別落書をはじめとする部落民への差

別襲撃が激化しているのである。

ブルジョアジーによる部落差別攻撃は、階級対立が深まり、部落大衆—労働者人民の反抗が強まるにともなつて、いよいよ露骨にならざるをえない。それは、狹山闘争にも完全にあてはまる。七四年一〇・三一寺尾差別判

決、七七年八・九上告棄却、八〇年二・五再審却下、八一年三・二五異議申立却下は、ブルジョア独裁維持のために部落民を「いにげえ」にするという部落差別の本質を文字通り示している。そして、狹山闘争の前進によつて、ブルジョア司法権力は差別裁判・政治裁判・階級裁判としての本質をますます前面化せざるをえないのである。

まさに石川氏が述べる如く、「司法権力の根幹をゆるがす闘い」（第二八回全青へのアピール）が問われているのだ。寺尾差別判決糾弾、再審貫徹を掲げ、一〇・三一闘争に決起し、特別抗告棄却策動を粉碎しなければならない。

融和主義・改良主義を粉碎せよ

先にみたような部落差別攻撃の強まりの中で、ブルジョアジーの別動隊となつてゐるのが、日本共産党＝全解連である。

彼らは、六〇年代後半から「反解同」キャンペーントン、「逆差別」キャンペーンを開催し、今日では「同和」事業削減・打ち切りの尖兵となつてゐるのであるが、七〇年代半ばでの北原泰作との合流によつて、理論的・原理的にもブルジョアジーとの融和を宣言するに至つた。

すなわち、「われわれのはとんどすべてが

…現在独占資本の構造そのもののなかに、部族差別が必然的に温存・再生産される物質的基礎があるかのような見解を、最近にいたるまでとりつづけてきた」（杉之原寿一）と

して、「封建遺制論」によりながらもまがりなりに自己の「革命戦略」に取り込んでいた

立場から、日本資本主義の戦後の発展の中で

部族（差別）は「解消」の過程を経てきたと

いう立場へと「転換」進化してきたのであ

った。

現在、部落解放運動は、曆史的転回点に遭

遇している。しかしながら、日共に屈服し、改良主義・融和主義をもちこみ、部落解放運動と社会主義との結合を妨げてゐるのが、社会党や「日本のこえ」派に他ならない。

社会党の「構想」は、「人類が当面する諸問題」として、「軍拡主義と核戦争による人種絶滅の危機」「食糧・人口・資源の問題」とともに、「技術革新、コンピュータ化、ロボット化などの進展による人間社会の破壊の危険、いわゆる成熟社会における人間疎外、労働の喜びの喪失、それらに伴う管理社会の強化などまさに全面的な人格の破壊が起こりつつある」ことをあげ、社会主義を「あらゆる疎外からの解放」と指定し、「日本国憲法の原理に立脚した民主主義の発展のうえに社会主義を構想する」と宣言している。社会党は、

かくして彼らの「国民的融合論」は、「四つの道」なるもの——①「市民生活の上で旧身分によつて侮辱したり、排斥したりするという時代遅れの悪弊を具体的にくしていくこと」②「就職や結婚などの際に、旧身分を問題にする悪習を、それに即してなくしていくこと」③「長い歴史的経過のもとで、居住しているのである。

マルクス・レーニン主義通信

他方、「こえ」派は、「反独占民主主義」という超階級的・一般的民主主義を軸とする構改的「社会主義」を唱え、いわばノかつての「日共の立場から「国民的融合論」を批判しているにすぎない。だが、「独占資本による温存・利用」という把握は、帝国主義を著しく矮小化・一面化するものであり、つまり「独占資本の悪意」に「あるべき資本主義」を対置しているのである。

このような社会党や「こえ」派は、部落差別を独占資本の諸政策や「疎外（感）」から説き、部落解放運動を結果に対する闘争や政策に反対する闘争に歪曲し、更には「国民運動」へと解消せんとしているのである。

又このような改良主義は、糾弾闘争の規制、政治闘争の軽視、あるいは改良主義的政治、ブルジョア民主主義的政治へのおしとどめと不可分である。

最早、社会党や「こえ」派が、ブルジョアの部落解放運動・部落解放同盟解体攻撃の前にひざを屈し、体制内的融和主義路線の推進者となっていることは明らかではないか。

自覚した部落大衆・労働者は、部落解放運動の成果と蓄積を踏え、その上に発展をかちとり、それを解放同盟の綱領に反映させなけ

ればならない。

これまでの解放運動では、部落民の政治的意識を「社会的立場の自覚」と表現してきた。

その理論的基礎ともいべきいわゆる「三つの命題」は、部落差別が日本資本主義の一構成要素となっていること、戦後民主主義がまったく形式的、欺瞞的なものであること、部落差別が労働者の階級的意識を疊らせていくこと、等の内容として継承・発展させられなければならない。

一般や帝国主義一般に直結させる経済的実現不能論者、帝国主義的経済主義者の誤りは明らかであるが、部落民が日本資本主義の主要な産業あるいはその中枢的部分から歴史的に構造的に排除されており、そのことが部落差別を再生産してきたことは冷厳たる事実である。更に、部落差別が階級対立を隠蔽する一つのテコであり、その下への労働者階級の屈服が、自らを支配し抑圧する武器を強めたことも事実である。このことを捨象して部落解放運動における階級的立場などはありえない。

そして、経済闘争は政治闘争と結びつかなければならず、経済闘争によってからとられた团结は政治闘争に用いられることによつて

巨大なエネルギーを発揮するということを、実践によって教えたのが狭山闘争であった。狭山闘争は、解放同盟を中心とした部落大衆と戦闘的労働者人民との共闘を実現し、ブルジョア的合法性の枠にとどまらず、大衆を積極的行動に引き入れ、政治的要求のための闘争をブルジョアジーを奪奪する社会主義革命にまで拡大するということの萌芽的質を内包していったといえるし、その意味で、戦後部落闘争は、これまでの政治闘争における頂点、主柱を形成してきたといえる。

部落差別撤廃のための闘いは、ブルジョア民主主義の枠を突破するプロレタリア民主主義を目指す闘いとして推進されねばならない。改良主義・融和主義を粉碎し、部落解放運動と社会主義の結合をかちとれ！

部落差別撤廃のための闘いは、ブルジョア民主主義の枠を突破するプロレタリア民主主義を目指す闘いとして推進されねばならない。改良主義・融和主義を粉碎し、部落解放運動と社会主義の結合をかちとれ！

巨大なエネルギーを発揮するということを、実践によって教えたのが狭山闘争であった。狭山闘争は、解放同盟を中心とした部落大衆と戦闘的労働者人民との共闘を実現し、ブルジョア的合法性の枠にとどまらず、大衆を積極的行動に引き入れ、政治的要求のための闘争をブルジョアジーを奪奪する社会主義革命にまで拡大するということの萌芽的質を内包していったといえるし、その意味で、戦後部落闘争は、これまでの政治闘争における頂点、主柱を形形成してきたといえる。

部落差別撤廃のための闘いは、ブルジョア民主主義の枠を突破するプロレタリア民主主義を目指す闘いとして推進されねばならない。改良主義・融和主義を粉碎し、部落解放運動と社会主義の結合をかちとれ！

イスラエル「挙国一致」内閣は何をもたらすか

五〇日間の空転を経て九月十四日に成立了イスラエル「挙国一致」連立内閣は、今日のイスラエルが内包する危機の性格と、それに照應した党派再編を反映させたものとなつた。

この組閣工作の空転は、直接的には一九四八年の「建国」から七七年まで政権の座にあつた「左」派・労働党（アシュケナージ呼ぶれる西欧諸国出身のユダヤ人によって主に支持されている）と、それ以後七年間にわたって政権を担当した「右」派・リクード（セファルデイムと呼ばれるアラブ系ユダヤ人）、「二等国民」としての地位を余儀なくされている――によつて主に支持されている）の両党が、ともに過半数の大議席以上を獲得し得なかつたことによつている。

この両党における敗北が、ヨルダン川西岸地区における入植地の新設凍結とレバノンからの早期撤兵を政策とする「左」派・労働党の右派の敗北によって、また、占領地の堅持とレバノン駐留の継続を主張する「右」派・リクードの左派部分の敗北によつてそれぞれもたらされたものであること、さらに、全体として四%の得票率にとどまつたものの、市民権運動・平和進歩運動・共産党などの左派勢力の伸長と、カフ党党首である極右シオニスト・カハネ（この男は占領地内のウム・アルファーム村でパレスチナ人追放のための植民事務所を設置し、これに対しても八月二九日、

一万人のパレスチナ人によるデモが闘いぬかれた）を獲得するなどの極右勢力の台頭を見ると、ならば、イスラエル社会が今日、より鮮明な分岐を醸成しつつあることは明らかである。そのことは、先頃「マーレブ」紙がレバノン駐留について行った調査の結果が、「反対一四八%、賛成一一六%、条件付賛成一三六%と、ほぼ真っ二つに割れたことによつても明らかである。

年間四〇〇%を超えるインフレ率、世界一の水準に達した对外債務（国民一人あたり約百三十万円）、五十億ドル（昨年）を超える貿易赤字という破局的経済は、GNPの三〇%を占める軍事費、ヨルダン川西岸地区へのユダヤ人入植地建設費用（過去七年間で三五億ドル）という侵略主義（それが「国境なき国家」としてのイスラエルの「建国」の精神である）によつてもたらされ、GNPの十二%にも達する米国からの援助によつて、現在からうじて支えられているにすぎない。

「人種」的・民族的対立を基礎としつつも、労働党とリクードの対立が、結局のところシオニズム・イスラエルの「国是」である強盗的帝国主義の政策をめぐる「左」「右」の対立でしかない、換言すれば一枚の硬貨の裏表の関係でしかない以上、初めの二五カ月を労働党ペレスが、後半はリクードの前首相シヤミルが首相を担当するという「挙国一致」

搾取強化ねらう労基研報告

八月二八日、労働基準法研究会は総会を開き、労働時間の見直しをまとめた第二部会の中間報告を了承、坂本労省に提出した。この中間報告は、一言でいえば、労働時間短縮に名を借りた、資本による労働者への搾取の強化を狙ったものである。又、労基研は労相の単なる私的諮問機関にしかすぎないにもかかわらず、すでにその報告は一人歩きしていること、そして労働者は八五年の最終報告を待つて八六年度にも労基法の全面改「正」を行う方針を打ち出していることを考えた時、ブルジョアジーによる労基法大改悪の攻撃は、すでに開始されているのである。

中間報告は、①労働時間の時間外労働及び休日労働②年次有給休暇③深夜交替制労働の四点について述べている。

まず、労働時間についてみてみよう。法定労働時間については、現行の一・日八時間、一週四八時間を、一日九時間、一週四五時間に変えるというものであるが、これは決して労働時間の短縮などではない。まず第一に、一日九時間は明らかに労働時間の延長であり、第二に、週四五時間は週休二日制を前提になればならないはずだが、週休二日制の法制化を否定しているのだから、一日九時間とすれば週五四時間となり、労働時間の延長へ導くだろう。又、「年間総労働時間の考え方を取り入れ……一日及び一週の労働時間の制限をより弾力化すること等についても検討する」と述べられているが、これによって急激な業務の繁忙に対応できる形となり、つまり、資本家が労働者を働きさせたい時には、無制限に働かせることができると宣言しているのである。

変形労働時間制については、フレックス・タイム制の導入を提案している。フレックス・タイム制は、一見、労働者が自由に時間を選べるよう見えるが、実際には忙しい日には残業が強制され、つまり、時間外労働が野放しにされる。また、時間外労働自体がないまいになり（どこから時間外かあいまいになる）、時間外の割増賃金は支払われなくなるだろう（フレックス・タイム制を導入しているところでは、このような現状になっているようだ）。

特定業種の中では、小規模の商業・サービス業等については①一定時間の範囲内での休憩時間の自由利用の原則の適当除外の手待ち時間の取扱いの合理化等について検討するとしているが、つまりこれは、休憩時間にも労働者を働きさせ、手待時間には他の仕事をやらせるというものであろうが、労働者からしぼり取れるだけしぼり取るという資本の本性が見事に現われている（又、手待時間につ

いては、手待時間二時間と通常労働時間一時間と考えるということが予想されるという）。

次に、時間外労働及び休日労働に関してでは、労基法三六条を「基本的に」と肯定し、ひき続き労基法三六条を盾に取り時間外・休日労働を無制限に認めようといるのである。また、「法定労働時間の短縮とは大きな困難が伴うと考えられる」と述べているが、前述したように時間の短縮などといふのはまったくのペテンであり、そのことをもって割増賃金率の引上げを否定するのは二重のペテンである。

第三に、年次有給休暇についてであるが、年次有給休暇付与の手続きとして「計画的付与が必要であると考えられるので……労使協定による計画的付与を認める方向で検討する」と述べている。これは、労基法三九条の「有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない」というものを否定するものだ。

現状においてさえ、但書きがあるため有給休暇を自由に取ることを雇主から妨害され、なかなか思うように取れないが、「労使協定による計画的付与」により、この自由は完全になくなり、特に活動家を縛ることになるだろう。

第四に、深夜交替制労働についてであるが、ここでは、「深夜交替制労働の実態は業種・業態等によって多種多様であり、これに対し一的な規制を加えることは実態にそぐわないこととなるおそれがある」と述べている。このことと、「男女雇用機会均等法」において婦人の深夜労働を拡大しようとしていることをあわせて考えれば、規制を加える意志などまったくないことは明らかであろう。

以上のように、労基研の中間報告は労働者のためのものではまったくなく、逆に資本家が労働者から更に徹底して搾取をすることをやすくなるためのものなのである。

この中間報告に対し、日経連は、表向き時間短縮が謳われているので、「労働時間短縮について、企業の労働生産性を許す範囲で行うべきで、企業の自主性を重んじてもらい

たい」、「労働生産性の問題など実際の状況を把握しなければ、週四五時間・一日九時間体制がいいかどうか言えない」と表明している。ここには、どんなことがあっても搾取度を下げるようなことはしないといふ資本の本性が現われている。しかし、資本家どもは決して中間報告に反対しているわけではない。

そもそも週四五時間・一日九時間というのは、関西経営者協会など資本家団体が一日あたり

の規制排除の要求を具体化したものなのだから。

ら。

さて、それでは中間報告に反発する総評や日共はどうか。総評は「週四五時間では欧米の組合に対しても恥ずかしい」と語り、日共は「歴史逆行するもの」と批判し、それぞれ時間短縮に総力をあげて取り組むという。

確かに、労働時間の短縮は労働者階級の闘争が前進する中でかち取られてきたものであり、社共・総評のように口先だけではなく断固たる実力をもった時短闘争を組織する必要がある。さもなくば、労働者は資本家にいいように引き使われるであろう。

しかし、資本主義社会において、資本家は、必要労働時間の限度をこえて労働者に労働させることによって、両者の差である剩余労働を剩余価値の形態で取得するのであり、搾取は剩余価値の生産という形態で行われる。従って、労働時間が仮に短縮されたとしても、剩余労働が相対的には絶対的にも増加することがありうる、否、資本が資本であり資本家がその人格化である限り、その方が普遍的である。

「労働日の短縮が法律によって強制されるということになれば、資本の手のなかにある機械は、同じ時間により多くの労働をしぼり取るために客体的な、体系的に充用される手段になる。そうなるには二通りの仕方がある。すなわち、機械の速度を高くすることと、同じ労働者の見張る機械の範囲、すなわち彼の作業場面の範囲を広げることである。機械の構造の改良は、労働者にいつそう大きな圧力を加えるためにも必要であるが、それはまた労働の強化におのずから伴うものでもある」（『資本論』）

かくして、時間短縮の闘い 자체は搾取をなすものでないことは自明である。搾取をなくすためには、つまり、労働者が賃金奴隸から解放されるためには、この資本主義社会を転覆する必要があるのである。時間短縮の闘命的闘いと結びつけて遂行しなければならない。労基法大改悪攻撃を断固として粉碎せよ！

マルクス・レーニン主義通信

(9) 1984年10月10日

危機は回避されたか

第二次石油危機以後の世界的規模での不況の長期化、高金利、ドル高といった状況の下で、八二年夏、世界的な金融危機が、東欧、「韓」国、そして集中的に中南米において焦点化した。ロンドン・サミット——IMF・世界銀行等の帝国主義諸列強間の利害調整機関における主要な課題は、常にこの問題に集中され、またその討議課程は、それぞれの収奪の配分、「公平化」をめぐる醜悪な角逐をあからさまなものにしてきた。

まさに「世界はひどにぎりの高利貸国家とおどろくほど多数の債務者国家とに分裂」へ『帝国主義論』)してきただのである。

さらに第二次石油危機直後の七八年末には三、三六三億ドルであった非産油途上国の対外債務残高は、八二年には六、一二四億ドルとわずか四年間で一・八倍の規模に達し、かつその多くがIMF、世銀などの「公」的機関ではなく民間金融資本によって占められるようになつたという現実は、米国を中心とした日本、イギリス、フランスなどの帝国主義列強国における独占資本が、その寄生性、腐朽性をつのらせ、ますます多くの他国の労働者人民の搾取の強化の上に自己の延命を託すようになつてきたことを示している。

IMFによれば、非産油途上国の対外債務の利子支払い額は七八年の一九四億ドルから八二年の五九二億ドルへと三倍強にも増大している。資本主義が資本主義であり続ける限り、これらの「支払い」は、すべて労働者・勤労大衆の搾取と収奪によってまかなわれるのである。

中南米諸国人民の首にがっしりと打ちこまれた資本のあぎとは、そのまま「独占、寡頭制、自由への熱望にかかる支配への熱望、少數の最も富裕なあるいは最も強力な民族による、ますます多数の弱小民族の搾取——すべてこれらが帝国主義を奇生的あるいは腐朽しつつある資本主義として特徴づけさせる帝国主義の諸特徴」(同前)を例証しているのである。

継続する金融危機

九月二四日から開催されたIMF・世界銀行の年次総会は①メキシコ、ブラジルの経済再建の進行の特にメキシコについては民間銀行団との間で債務の「多年度一括繰り延べ交渉」が成立したこと②今年になって焦点化したアルゼンチン、フィリピンについても懸案のIMFからの借り入れ交渉がまとまりつつあること③世界経済の好転と債務国全般の経済立ち直りの展望、を好材料として「一昨年、昨年と打って変った明るさが漂つた」(九・二九『日経』社説)とされている。

だが本当に危機は回避されたのか?

債務国が強く要求し、IMF暫定委員会での具体的な争点となってきた①IMFの増枠融資制度の改廃のSDR(IMFの特別引き出し権)の追加配分③債務国と債権国の一對話の場」新設、などの諸問題については、す

べて「米国など多くの先進国の反対で」、それぞれ融資枠の削減、追加配分の見送り、独立の場を設けないという決定に帰し、つまりところ債務国の要求は拒否されたのである。IMF・世銀総会が確認したものは、ただ、中南米に集積した債務を、債務国の「自助努力」によって、生かさず殺さず、長期にわたって回収しようという当面の弥縫策だけに過ぎなかつたのである。

米国の帝国主義者共の主流的代表者たるレーガンは同国の高金利政策については、米国の景気上昇による輸入増大のメリットに比べれば、債務国に利払い負担は少ない、と居直り、累積債務問題の解決には貿易の拡大というレーガノミックスの強調に終始したのである。

しかし以上のレーガンの手前勝手な自画自賛はただ「強いアメリカ」の再生への希望と、そのことによる矛盾を債務国に押しつけることを、ただそれだけを意味しているにすぎない。かつてのドル信用の供与機関としてのIMFが、EC諸国、日本資本主義の著しい台頭と米帝の地位の相対的低下、反革命軍事戦略(世界の憲兵)のベトナム戦争敗北における後退とによって、逆に「ドル救済の機関」へと変質したこと、ドル危機の深化が貨幣信用恐慌の爆発にまで登りつめ、交動相場制への移行とSDRの設置=IMF通貨体制の崩壊へと結びついたことに対しても、レーガンはそれらをまったく無視するか、反動と帝国主義戦争の熱病の中で忘却するかしかなかったのである。

帝国主義の危機は回避されたのではなく、ただ表面形を変えただけであって、依然として継続されているのである。

中南米の革命闘争

圧下で数十年來の経済危機に苦しむ中南米諸国は、おしなべて貧困、あるいは極端な貧富の差、慢性的失業者の増大、超インフレ、生活不安におおわれている。当然にも押し出された債務国カカルテルの結成=「犠牲の公正分担論」などに對して、帝国主義諸列強がこれを拒否し、ロンドン・サミットを通じて「選別・分断戦略」=分割し、統治する、を鮮明にしてきていることはIMF・世銀総会の中でも明らかになつてゐるが、そのことを最もよく示したのが、メキシコを先頭とするコンタドーラ・グループによる中米和平協定案(一九・二七日)に対する米国の拒否である。(①

の撤去)の他国への武力脅迫・使用の禁止③軍備削減を主な内容とするコンタドーラ提案とニカラグアの受け入れ宣言に対する米国との態度が、グレナダ侵攻以後急速に強化・展開されてきた軍事的挑発(すでに米国は二四

時間以内に二万人の兵力をニカラグアに投入しうる体制を整備した)と対ニカラグア「秘密」戦争(反革命ゲリラ三派、計一万五千人が三方面から侵攻しており、この一ヶ月での戦闘は九十回を越える)の遂行を前提に、ニカラグア総選挙への介入を通じた一撃的な侵略・制圧を目論むものである。

戦闘は九月を越えて、中南米全域に対する侵略・反革命戦争の遂行のみが、自らの延命のための絶対的条件となりつあるのである。だがそれは、米帝をして中南米諸国人民の全面的な決起の前に否応なく直面させることになるだろう。危機は解決されるのではなく一層増幅されるのである。

過去五ヶ月の間に五〇億ドルの貿易黒字を記録し「債務國の優等生」と呼ばれるメキシコにおいてすら、デラマドリ政権の超緊縮政策(帝国主義諸列強が中南米債務国に強要している「自助努力」の一つである)のもとで労働者の生活水準は三〇一四〇%の低下を強要されている。産油債務国として比較的条件に恵まれているメキシコにおいてさえ「経済状態の改善」が、かかる実態において進行しているのを見ると、細目について明らかにすることを拒否した」(九・二六朝日)アルファンシン政権(アルゼンチン)(对外債務四五〇億ドル)におけるIMFの十四億ドル余の借款と「経済再建計画」が、一体どう対米輸出急増に伴う貿易黒字の拡大(百二〇億ドル——IMF目標は九〇億ドル)によってIMF主導の経済調整が「効を奏し」、「非常に好転」(九・七日経)しているとされる。対米輸出急増に伴う貿易黒字の拡大一千億ドルの大台を突破すると予想されても、八五一年の間、毎年百二〇億ドル(つまり今年度の貿易黒字と同額)になるなど、現在の緊縮政策の上においてすら悲観的なものと言わざるを得ないのである。

エルサルバドルで、コロラビアで、チリ、ボリビア、ペルーで深まりつつある経済危機は鋭い政治危機と内戦を現実のものとしている。中南米諸国すべての国で「国民的危機」が深まりつつある。

今日の世界的危機は、もはや資本主義的外被をとりはらうことなしには、一握りの強者は銳い政治危機と内戦を現実のものとしている。中南米諸国すべての国で「国民的危機」がある。「回避」することすらできないのである。

帝国主義と帝国主義戦争のもたらす袋小路に対する解答は、以上のようなものでなければならない。

朝鮮問題と日本労働者階級の任務(5)

南北統一への道——北朝鮮の統一路線

南北連邦制の提案

金日成は五五年の解放一〇周年大会で、南北の武力不行使宣言と軍縮、交流による平和統一を提案し次のような三原則を発表した。

①朝鮮統一問題は、朝鮮人民自身の意志で解決されねばならない。②南北間の不信と緊張を除くため、南北当局者は武力不行使、平和的手段による祖国統一問題を解決する。③南北民間の相互理解のため、南北交流を行う。

さらに、「わが革命の性格と課題に関する提言」が発表され、革命の基本認務として米帝侵略勢力の一掃、その同盟者南半部の地主・資本家、親日、米派、民族反逆者の打倒を掲げ、それによる南の解放、民主主義統一、民族独立の達成を主張している。「南朝鮮で革命勢力が準備されねば、革命の勝利は不可能だ」ということを体験している。」と金日成は述べている。

これら北朝鮮のよびかけに対し、南朝鮮でも统一をめざす動きが高まり、李承晩政権下での政治腐敗、経済危機への不満と結びついて、六〇年四・一九学生革命へと発展した。学生達は「行こう北へ、来たれ南へ、会おう板門店で」をスローガンに決起した。

この四・一九学生革命に対して、北朝鮮は駐韓米軍撤退、全朝鮮総選挙からなる平和統一案を呼びかけ、より具体化したものとして次のような南北連邦制の提唱を行った。

①民族的緊急問題を先に解決していくための過渡的対策として南北朝鮮の連邦制を提案する。南北の政治制度はそのままとし、両政府の独自な活動を保持しながら、両政府代表による最高民族委員会を組織し、南北の経済文化を統一的に調節する方法で発展させる。②連邦制により南北の接触と協商を保障することで、南北総選挙による平和統一が実現できる。

③両当局が連邦制を受け入れなければ経済建設で協力援助しあうことと提案する、というこの連邦制提案は以後七〇一八〇年代にかけて北朝鮮の統一論の骨格となっている。李政権を打倒した南朝鮮では「南北学生会談」の開催が提唱されるなど統一運動の高まりは、朴正熙による軍事クーデターでおしつぶされ、共産主義を克服するという「勝共統一論」が打ち出され統一への動きは根こそぎ弾圧された。

統一革命党の結成

南での軍事独裁政権の成立、米帝のベトナム侵略の本格化、日米安保条約改定、日「韓」

条約締結、中ソ対立の表面化という国際情勢の中で、北朝鮮は国防力の全面強化の方針をうちだした。六一年朝鮮労働党大会で金日成は、南朝鮮での「帝国主義に反対する民族解放革命一封建勢力に対する民主主義革命」が統一に不可欠であるとし、この革命の遂行にはマルクス・レーニン主義を指針とする革命党が主体になるべきだと述べている。

この「革命党」は一九六四年に南朝鮮統一革命党として設立されている。六八年に朴独裁政権の弾圧で壊滅された後の、六九年に統一革命党の宣語・綱領が発表された。

「わが党の当面の目的は『韓国』において人民民主主義革命を遂行し、腐敗した植民地封建的社会制度をくつがえし、その上に人民民主主義制度を樹立し……国土統一の大業を成就することにある。」として、アメリカ軍の撃退とカイライ政権の打倒、土地革命や重要産業の国有化等の民主主義的変革の断行、外部勢力の干渉を排した南北総選挙による民族自律的な平和統一を成就させる。これが統一革命党の南北統一にかんする闘争目標である。

この統一革命党の闘いは、壊滅的打撃を受けた後にも再建され、地下で反米闘争を続けているといわれている。

六五年の日「韓」条約締結により、日本独占資本の侵出と、朴独裁政権へのテコ入れが進むにつれて、南北の緊張は高まり、北朝鮮への敵視政策、分断固定化策動が強まつた。この第五回朝鮮労働党大会で金日成は、北朝鮮での社会主義建設の推進と南朝鮮での革命闘争を発展させることが朝鮮革命を勝利に導くとして、米帝の一掃と朴軍事独裁政権の打倒という従来の統一路線をうちだしている。

これに対し、朴政権は米帝と日帝の庇護の下に国連監視下の総選挙により「韓国憲法」を北朝鮮にまで実施するという主張をくり返すのみで、日米のテコ入れがさらに分断固定化を加速させていった。

しかし朴政権の買弁・借款経済政策は南朝鮮の経済を破綻させ、さらにその軍事独裁政権に対する、労働者人民の闘いは米帝及び日本に反対する闘いとして展開され、朴政権は危機にひんしていた。北朝鮮でも経済七ヵ年計画を三ヵ年延長しなければならないほど経済不振に陥っていた。

七・四共同声明とその中継

「ニクソン・ドクトリン」や「韓国の安全

は日本の安全にとって緊要である」という「日米共同声明」に対し、七〇年朝中両国政府は、米帝の世界戦略とベトナム侵略戦争、日本軍国主義を非難し、北朝鮮の統一路線を支持する共同コミュニケが発表された。これで背景に、北朝鮮は積極的に統一提案を行うようになり、一方で米中会談が実施されるという中で南北接觸の動きも高まっていた。

そして、七二年、北朝鮮と「韓」国政府との「南北共同声明」(七・四共同声明)が発表される。その中では次のような合意事項が確認されている。

統一の原則については、①外部勢力を排除して自主的に解決する、②平和的方法で実現する、③まず单一民族として民族の大同団結をはかる、という自主的平和的統一が打ちだされたことだ。

この共同声明は、北朝鮮の統一路線を具体的実践にうつしたものであり、朴政権にしては、緊張激化を続けていては、南朝鮮労働者人民の闘いが自らの位置を危くすると考え、調印せざるをえなかつたのであろう。

この共同声明は、南北両人民大衆から支持され、在日朝鮮人の間でも、総連と民団民主派との統一への協同戦線を創つていった。

しかし、「祖国の統一のためには民族の実態である民衆の南北対話への参加が前提となるればならない。両政権の利害得失にからんだ方便的な統一論議によって、かえって民族分裂を固定化することのないよう警戒しなければならない」とする南朝鮮の「民主守護国民協議会」から出された批判の通り、朴政権は調印後すぐに、その合意事項の破壊にのり出してきたのだ。

朴政権は、実体は米帝の軍隊である「国連軍」が、外部勢力でないとしてひき続き南朝鮮に駐留させることを宣言した。さらに共同声明当日から、米軍との軍事演習を行って、統一のために「安保体制の堅持」が必要と正当化している。「安保体制の堅持」とは、「米韓軍事同盟」の強化と「日韓条約」の維持であり、労働者人民の闘いに対しては「反共法」「国家保安法」の暴圧を強いることに他ならない。

共同声明の翌日、朴政権は投獄されていた南朝鮮統一革命党の幹部ら四人の絞首刑を行した。そして独裁政権の延命をはかるために「維新改革」を強行し、労働者人民の闘いの大弾圧にのり出したのだ。